

生活保護のしおり

生活保護とは

目的

日本国憲法第25条に「国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定され、国は、健康で文化的な生活を保障する義務を負っています。この憲法によって保障される生存権を実現するための制度のひとつとして生活保護制度があります。

具体的には、生活に困窮したとき(困窮にいたった理由は問いません)、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、最低限度の生活を保障するとともに、自分の力またはその他の方法で生活ができるまでの間、自立の支援をするしくみです。

対象者

資産、能力(※)を活用したうえでなお、生活に困窮する方を対象とします。

※各種の社会保障施策による支援(年金・手当等)、不動産等の資産(土地・建物・有価証券・高価な品物・生命保険解約返戻金等)、稼働能力(働ける能力)等です。

☆ 扶養義務者への扶養に関する調査については、申請される方のご事情を伺ったうえで対応します。

☆ 原則として、生活を共にしている世帯を単位とします。

小金井市 福祉保健部 地域福祉課 生活福祉係

電話番号 042-387-9840 (直通)

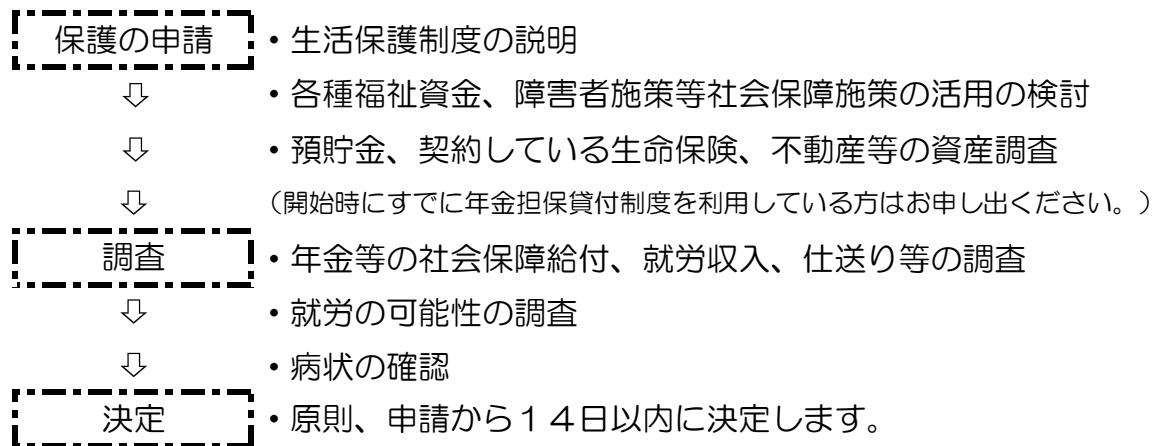
042-383-1111 (市役所代表)

住 所 小金井市本町6-6-3

受付時間 午前8時30分～正午 午後1時～5時
(土曜・日曜・祝日は除く)

面接相談員氏名	
担当員氏名	

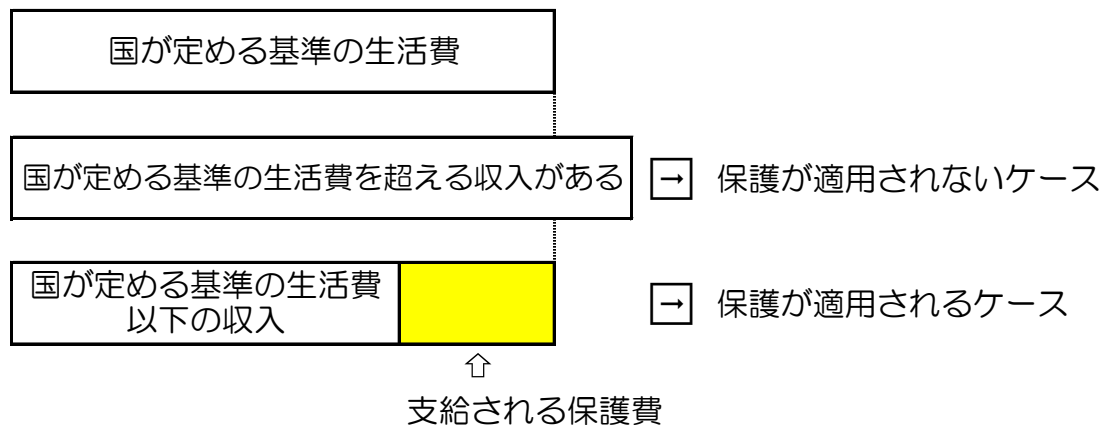
保護受給に至る手続き



保護の要否判定と支給される保護費

厚生労働大臣が定める、年齢や家族構成による基準と、保護申請された世帯の収入総額（※）を比較し、収入が保護基準に満たない場合に保護を適用します。

※収入総額とは、給料・仕送り・年金・恩給・手当て・その他臨時収入のことです。ただし、給料は収入額に応じて控除があり、控除分が手元に残るしくみになっています。



保護の適用の可否には、収入総額以外に預貯金、保険給付金や払戻金、不動産等資産の売却収入等も認定するため、それらを考慮したうえでの保護の適用となります。

保護の内容

- 1 生活扶助 食糧費・被服費・光熱水費・その他日常生活費・介護保険料
- 2 教育扶助 給食費・教材費・学用品費等
- 3 住宅扶助 家賃・契約更新料・転居の際の費用
- 4 医療扶助 けが・病気の治療にかかる費用
- 5 介護扶助 介護保険のサービス提供を受けるための費用
- 6 出産扶助 出産にかかる費用
- 7 生業扶助 働くための支度金、技能を身につけるために必要な費用
- 8 葬祭扶助 葬儀に必要な費用

その他、受給中に臨時的に受けられる扶助(一時扶助等)

※ ただし、福祉事務所が必要と認めた場合に限りです。

- 1 冷暖房器具購入費、布団代、入院時のおむつ代など
- 2 被服が使用に耐えないとき、学童服の購入など
- 3 転居の際の敷金等や家財道具の運搬費用、契約更新料
- 4 求職活動や通院に必要な交通費
- 5 家屋の簡単な修繕・補修費用
- 6 小中学校に入学する際の準備金
- 7 高校就学に際しての受験料・入学準備金・教科書代・通学定期代等

※他にも扶助制度があります。担当員にご相談ください。

その他の援護

- 1 水道料金基本料金の免除
- 2 NHK受信料の免除
- 3 粗大ごみ・家電リサイクル法に定める電化製品の処理手数料の免除
- 4 家庭廃棄物指定収集袋（有料ごみ袋）の一定枚数交付
- 5 国民年金保険料の免除
- 6 都営バス・都営地下鉄の無料乗車券の交付及びJR通勤定期券の割引
- 7 住民票等諸証明の発行手数料の免除
- 8 都営住宅使用料の減額及び共益費の免除
- 9 お風呂の無い世帯への公衆浴場入浴券の交付
- 10 住民税・固定資産税・軽自動車税の減免
- 11 小・中・高校生の塾代、大学等の受験料

※いずれも申請が必要です。ほかにも、利用できる制度がありますので、担当員に相談してください。

保護費の例(令和6年4月～)

単身世帯（50歳・専有床面積16㎡以上）

生活扶助	住宅扶助	合計
77,240	53,700	130,940

単身世帯における住宅の専有床面積別住宅扶助基準限度額

15㎡超	10㎡超～15㎡以下	6㎡超～10㎡以下	6㎡以下
53,700	48,000	43,000	38,000

※数字単位は「円」です。

※「冬季加算」は含みません。

※基準限度額以下は実額となります

※教育扶助には給食代は含んでません。

※世帯員一人につき特例加算 1,000円が
加算されます。

高齢者2人世帯（75歳・70歳）

生活扶助	住宅扶助	合計
116,650	64,000	180,650

ひとり親世帯（35歳・子ども小学校4年生）

生活扶助	児童養育加算	ひとり親加算	教育扶助	住宅扶助	合計
122,200	10,190	18,800	2,600	64,000	217,790

標準3人世帯（33歳・29歳・4歳）

生活扶助	児童養育加算	住宅扶助	合計
152,900	10,190	69,800	232,890

病院等医療機関にかかる時

- 1 保護の申請後「国民健康保険証」「後期高齢者医療保険証」は使えなくなります。すぐに返還してください。その他各種保険証をお持ちの場合は福祉事務所にご相談ください。また、保護の申請から決定するまでのあいだに病院等医療機関を受診したいときは必ず事前にご相談ください。
- 2 医療機関を受診するときは、地域福祉課で発行する「**医療券**」をもって、生活保護の指定を受けた医療機関に受診していただきます。
- 3 「医療券」を持って行くと、**保険診療の範囲内で医療費の自己負担なし**で受診することができます。
- 4 **生活保護で指定された医療機関**しか受診できません。あらかじめ医療機関に直接確認するか、地域福祉課窓口で指定を受けているかどうか確認してください。
- 5 「**会社等の保険証**」をお持ちのかたは、その保険証と「医療券」を併用して生活保護の指定医療機関を受診していただきます。医療券がないと、医療費の請求を受ける場合があります。その他各種保険証をお持ちの方は受診される前に福祉事務所へご相談ください。
- 6 急病等でやむをえず「医療券なし」で医療機関を受診するときは、生活保護を受けていることを医療機関に話し、なるべく早く担当員に連絡してください。
- 7 通院にかかる**交通費**は、市が必要と認めた場合、支給することができます。

医療券・調剤券など

医療券

- ・医療機関を受診するときは、**必ず医療券を持って**受診してください。
- ・医療券の有効期間は該当月のみです。
- ・医療機関は**市内または近隣の医療機関を受診していただく**ことを原則とします。
- ・上記以外の医療機関を受診する時は必ず担当員に相談してください。相談されない場合、医療費自己負担をお願いすることになります。
- ・同じけがや病気で複数の医療機関を受診することはできません。
- ・歯科医を受診する場合は、あらかじめ予約を取ったうえで医療券を申請してください。

調剤券

- ・薬が「**院外処方**」されるとき調剤券が必要です。
- ・調剤券は各医療機関に対応したものがが必要です。受診する1医療機関ごとに1枚必要です。
- ・薬を処方してもらう調剤薬局はなるべく1か所に集中されると便利であると同時に、必要以上の服薬を防ぐことができます。

※あん摩・マッサージ・はり・きゅう・柔道整復は、医療券では対応できないため、受診前に必ず担当員に相談してください。

様々な注意事項

1 所有する家土地

- ・不動産の保有は原則認められません。しかし、今住んでいる不動産については、一定額以上のもの以外は保有を認められる場合があります。
なお、保有が認められない場合には、生活保護受給後、今住んでいるか否かにかかわらず、売却をしていただき、保護開始時から支給した保護費を返還していただくこととなります。
- ・高齢者世帯の方は、家土地を担保に社会福祉協議会からお金を借りる「要保護世帯向け長期生活支援資金貸付け」制度を利用していただきます。
- ・詳細は担当員にご相談ください。

2 暴力団員及びその関係者

- ・暴力団員に該当する方は生活保護を適用できません。
- ・生活保護の申請後、暴力団員またはその関係であるとの疑いがある時は警察に照会し、暴力団員またはその関係者であることが判明した場合、その時点で原則生活保護は廃止となります。

3 海外渡航について

- ・渡航目的や期間によって生活保護が廃止になったり、渡航費用が収入認定され保護費が減らされる場合があります。必ず事前に担当員に相談してください。

4 所有する自動車・自動二輪車

- ・保有は原則認められません。ただし、自家用車等を使ってある程度の収入を得ている場合、身体の障害などで自家用車等を使用してしか通院できない場合など、事情によっては認められることがありますのでご相談ください。

5 大学進学

- ・高等学校を卒業するまでは保護を受けることができますが、稼働能力のある方には働いていただくことが生活保護の原則です。
- ・大学や専門学校への進学・通学を希望される場合は、日本育英会などの貸付資金や、親族からの特定の支援を受けることを条件に進学・通学することができます。ただし、その子供は一緒に生活することを認められても生活保護を受けることはできません。

6 保護費の返還

- ・「収入額が変わった」「世帯の人数が変わった」「入院をした」などの届け出が遅くなると、事前にお渡しした保護費の一部を返還していただく場合があります。
- ・資力がありながら保護を受け、医療機関を受診した場合、返還金に医療保険負担分を含めた医療費全額が加算されるため、返還金が高額になる場合があります。

7 株券・投資信託の保有について

- ・株式、国債証券、投資信託等は一切保有は認められません。

8 保護費の計画的利用

- ・保護費基準は、健康で文化的な最低限度の生活を営むために国が定めた金額です。月々の生活に困らないよう計画的に使ってください。
- ・年に1回「資産申告書」を提出していただきます。その際、記載内容を確認する書類もあわせて確認しますので、通帳の記帳等の管理をこまめにお願います。
- ・将来に必要な費用（例えば電化製品の買い替え）のために、少しずつ貯金されることも大事なことです。
- ・保護費を再支給することはできませんので、紛失しないよう十分に注意してください。

努力していただくこと・守っていただくこと

- 1 能力に応じて働いてください。
- 2 世帯の資産（不動産・保険・高価な品物等）で活用できるものは活用してください。
- 3 ご自身の健康の維持・増進に努めてください。
- 4 親・子・兄弟姉妹等家族の援助が受けられる場合は可能な限り受けてください。ただし、家族関係の問題で支障がある場合はご相談ください。
- 5 年金・手当等、他の法律により受けられる制度は受けてください。
- 6 保護費は最低生活費の保障です。毎月の支出は計画的におこなってください。
- 7 以下の場合は必ず届け出てください。
 - (1) 家族に変動（出生・死亡・転入・転出等）があったとき。
 - (2) 就職が決まったとき。仕事が変わったとき。
 - (3) 給与収入や仕送りなどの収入があったとき。
 - (4) 年金を初めてもらうときや金額に変更があったとき。
 - (5) 生命保険解約時の返戻金や解約金、入院給付等の保険金収入があったとき。
 - (6) 健康状態（入院・退院・転院）が変わったとき。
 - (7) 住宅家賃が変更になったとき。賃貸借契約の更新のとき。
 - (8) 社会保険等に参加、または脱退したとき。

※虚偽（うそ）の申請や報告をされたり、変動があるにもかかわらず報告をされない場合、**法律で罰せられたり、保護の停止又は廃止**を行うことがあります。また、これまで受けた保護費を過去にさかのぼって返還を求めることがあります。ご注意ください。

保護費支払い日

☆窓口払いは**毎月5日**からです。ただし、5日が土曜日・日曜日・祝日の場合は、4日以前の平日になります。

☆時間は**午前9時から午後2時45分**までです。ただし、昼休みの12時から午後1時まで窓口が休みで、お渡しできません。

☆口座振り込みの場合は、原則**毎月2日**までには指定の口座に振り込まれるよう手続きをしています。

担当員(ケースワーカー)

☆皆さんの家庭を訪問し、生活をしていくうえで困った問題やいろいろな相談に応じ、皆さんといっしょに考え、問題解決や助言、制度の紹介をおこないます。

☆生活保護を受けていることなど個人の秘密は固く守り、他言することは絶対ありませんので、安心してなんでもご相談ください。

福祉サービス苦情調整委員制度(オンブズマン制度)

生活保護の対応について納得がいかないときや、福祉事務所（地域福祉課）に苦情を言い出しにくいとき、福祉や法律の専門家があなたに代わって調査し、必要な場合は福祉事務所に対して是正するよう勧告するなど、あなたの苦情を公正かつ中立的な立場で解決にあたります。

なお、苦情申立は、原則水曜日13:00～17:00にオンブズマンが直接面談してお聴きします。予約優先となっていますので、事前に電話で予約されることをお勧めします。水曜日以外の日でも、事務局職員が予約を受け付けて日程を調整します。

住所: 小金井市前原町3-41-15 小金井市役所第2庁舎8階802会議室
☎042-383-1225